

## 矢沢地区義務教育学校設立委員会設置要綱

### (設置)

第1条 花巻市立矢沢小学校及び花巻市立矢沢中学校（以下「小中学校」という。）の円滑な義務教育学校への移行を実現するため、矢沢地区義務教育学校設立委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 義務教育学校の学校経営に関すること。
- (2) 義務教育学校の教育課程に関すること。
- (3) 義務教育学校のPTA活動に関すること。
- (4) 義務教育学校に関連する学童クラブに関すること。
- (5) 義務教育学校の地域連携に関すること。
- (6) 義務教育学校の施設及び設備等に関すること。
- (7) 義務教育学校の備品及び文書等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、設立準備に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 小中学校のPTA役員等
- (2) 小中学校の教職員
- (3) 矢沢地域振興会、矢沢地区行政区長会、矢沢地区教育振興協議会及び矢沢中学校区運営協会の代表者又は当該代表者が認める者
- (4) 矢沢学童クラブの関係者
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から令和10年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬)

第5条 委員は、無報酬とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (役員会)

第7条 委員会に役員会を置く。

- 2 役員会は、委員長、副委員長、第10条第4項に規定する部会長をもって構成する。

### (会議)

第8条 委員会及び役員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(映像等の送受信による通話の方法による会議等)

第9条 前条に規定する会議及び次条に規定する専門部会の会議（以下この条において「会議等」という。）は、委員又は部会員（以下この条において「委員等」という。）が他の用務により遠隔の地にいるとき、交通機関の麻痺等により会議等への交通手段が確保できないとき、その他特に必要と認めるときは、次項に定めるところにより、各委員等が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行うことができる。

2 前項に規定する方法によって、会議等を行う場合には、当該会議等に必要な装置が設置された場所であつて委員長又は部会長が相当と認める場所を、委員等ごとに指定して行うものとする。この場合において、当該方法により会議等に参加する委員等であっても、会議等に出席した委員等とみなす。

(専門部会)

第10条 委員会は、所掌事務の推進のため、専門部会を設置する。

2 専門部会は、第2条の協議事項に係る資料収集、相互の連絡調整及び関連する事務を行うものとし、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

3 専門部会は、別表に掲げる者で組織し、同表に掲げる事項について専門的に調査検討を行うものとする。

4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。

5 部会長は、専門部会の業務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を要請し、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長と協議して教育委員会が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第8条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日において開かれる委員会は、教育委員会が招集する。

別表（第10条関係）

部会名	委員	所掌事務
学校経営部会	矢沢小学校 校長 矢沢中学校 校長	1 学校名、校章、校歌、校内運営組織、学校の特色（魅力化）、教育目標に関する事 2 その他の学校経営（制服、体操着、上履き等の検討を含む）に関する事
教育課程部会	矢沢小学校 副校長 矢沢中学校 副校長 矢沢小学校 教務主任 矢沢中学校 教務主任 矢沢小学校 生徒指導主事 矢沢中学校 生徒指導主事	1 教育課程（学力の重点、総合的な学習、特別支援活動、体験活動等を含む）、日課時程表に関する事 2 学校行事、児童生徒会、生徒指導、交流学习等に関する事 3 その他教育課程に関する事
P T A部会	矢沢小学校 副校長 矢沢中学校 副校長 矢沢小学校P T A 会長 矢沢中学校P T A 会長 矢沢小学校P T A 副会長 矢沢中学校P T A 副会長	1 P T A組織運営（組織編制、規約、役員選出、運営計画等を含む）に関する事 2 通学体制（通学方法、安全対策、スクールバス等を含む）に関する事 3 その他P T A活動及び通学体制等に関する事
学童クラブ部会	矢沢学童クラブ運営協議会 役員 矢沢学童クラブ 主任支援員 矢沢学童クラブ 保護者会代表	1 学童クラブの運営に関する事 2 学童クラブの施設や設備に関する事 3 その他学童クラブの運営や施設・設備等に関する事
地域連携部会	矢沢地域振興会 役員 矢沢地区行政区長会 役員 矢沢地区教育振興協議会 役員 矢沢小中学校区学校運営協議会 役員 矢沢地域有識者 矢沢小学校 校長 矢沢中学校 校長	1 地域との連携に関する事 2 学校の教育振興（人材バンク等を含む）に関する事 3 部活動・スポ小の支援体制に関する事 4 コミュニティスクール（地域学校運営協議会）に関する事 5 その他地域連携に関する事
施設・設備部会	矢沢小学校 副校長 矢沢中学校 副校長 矢沢地区振興会 役員 矢沢小学校P T A 役員 矢沢中学校P T A 役員	1 学校の設置場所（施設の配置等を含む）に関する事 2 校舎、屋内体育館、屋外運動場等の施設・設備の整備に関する事 3 その他施設・設備に関する事
管理・事務部会	矢沢小学校 事務主任 矢沢中学校 事務主任	1 備品（学校備品、教材、図書等）、保存文書等の整理に関する事 2 その他管理・事務に関する事